



# 改正入管法により外国人材を受け入れる企業の心得 — 持続可能性は社会的統合への取り組みがカギ —

2019/5

三井物産戦略研究所  
国際情報部 総合企画室  
大木義徳

## Summary

- 日本の外国人材獲得に係る国際競争力が持続可能かどうかは、「労働市場への影響や一時的に起こる経済的緊張を緩和する政策」、すなわち社会的統合政策 (Migrant integration policy)<sup>1</sup>が重要になる。
- 日本政府は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめた。国外では国際連合が「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト<sup>2</sup>」 (Global Compact for Safe, Orderly and Regular Migration) を採択した。地方公共団体や企業など社会的統合の担い手の取り組みを後押しする。
- 移住者 (Migrant) をめぐる情勢はなお単純ではない。しかしながら、改正入管法により外国人材を受け入れる企業は、国内規制に加え国際枠組みも尊重して適切に対応すれば、幅広い評価を得る可能性もある。

## はじめに

改正出入国管理及び難民認定法 (以下、改正入管法) が2019年4月1日に施行された。外国人労働者の受け入れを大幅に拡大する内容の改正は、日系人向けに在留資格「定住者」および「日本人の配偶者等」が創設された1990年以来、約30年ぶりである。外国人が就労可能な在留資格を得る要件は「大学卒業以上の学歴あるいは10年以上の実務経験」が原則とされてきた<sup>3</sup>。本稿ではまず「必要な技能及び日本語能力」へと緩和された改正法の概要を整理する。その上で、受け入れは見込みどおり進むか、日本の外国人材獲得に係る国際競争力は持続可能かとの問いについて、国内施策の担い手がここ30年程の間に得た経験の裏付けや、国際枠組みの後押しがあることを傍証として考察する。

<sup>1</sup> 社会的統合 (integration) とは、国際移住機関 (IOM) によれば、移住者と受け入れ国相互間の適応プロセスと定義される。社会的統合政策は移住者と移住者を受け入れる社会の権利と義務を考慮すべきで、労働市場や医療・福祉、教育等へのアクセスを含むとされる。

<sup>2</sup> 国連グローバル・コンパクト (UNGC) とは、企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することにより、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取り組み。日本では2003年12月にグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン (GCNJ) が発足した。2008年4月より加入企業・団体の経営トップ主導による体制へと強化され、2011年10月に法人化して透明性、公平性を確保している。

<sup>3</sup> 例外の1つとして、アジア12カ国・地域 (インド、シンガポール、韓国、中国、フィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー、マレーシア、台湾、モンゴル、バングラデシュ) におけるIT試験合格者については、日本の情報処理技術者資格との相互認証により在留資格「技術」を得ることができる。

## 改正入管法の概要と国際的な人材獲得競争の影響

### 145万人の人材不足に最多で34万人の外国人材受け入れ

改正入管法では、人手不足が深刻で、わが国の経済・社会の持続可能性を阻害する恐れがあり、真に外国人材の受け入れが必要と認められる図表1記載14分野向けに在留資格「特定技能1号」が新設された。2018年6月の検討開始直後、対象は介護、建設、農業、宿泊、造船の5分野とみられていたが、機械組立、金属加工等の職種での受け入れ要望を公表した愛知県など地方公共団体や、関係業界の意向も考慮された結果と考えられる。在留期間の上限は5年とされ<sup>4</sup>、2019年4月からの当初5年間、145万人の人材不足に対して最多で34万人の外国人材受け入れが見込まれる（図表1 - f. およびd.）。日本政府は改正法の実効性を高める方法の1つとして、特定国との間で文書による国際約束を交わしている<sup>5</sup>。

図表1 外国人材の受け入れ見込み数

(単位：人)

受け入れ分野	所管省庁	A. 受け入れ見込み数				B. 人材不足の見込み数		C. 人材不足充足率	
		2019年度		当初5年間		e. 現時点	f. 5年後	g. 現時点 = b / e	h. 5年後 = d / f
		a. 最少	b. 最多	c. 最少	d. 最多				
1. 介護	厚生労働省	5,000	5,000	50,000	60,000	60,000	300,000	8.3%	20.0%
2. 外食業	農林水産省	4,000	5,000	41,000	53,000	250,000	290,000	1.6%	18.3%
3. 建設	国土交通省	5,000	6,000	30,000	40,000	20,000	210,000	25.0%	19.0%
4. 農業	農林水産省	3,600	7,300	18,000	36,500	70,000	130,000	5.1%	28.1%
5. 宿泊	国土交通省	950	1,050	20,000	22,000	30,000	100,000	3.2%	22.0%
6. ビルクリーニング	厚生労働省	2,000	7,000	28,000	37,000	50,000	90,000	4.0%	41.1%
7. 産業機械製造業	経済産業省	850	1,050	4,250	5,250	12,000	75,000	7.1%	7.0%
8. 飲食品製造業	農林水産省	5,200	6,800	26,000	34,000	43,000	73,000	12.1%	46.6%
9. 素形材産業	経済産業省	3,400	4,300	17,000	21,500	30,000	62,000	11.3%	34.7%
10. 電気・電子情報関係産業	経済産業省	500	650	3,750	4,700	7,000	62,000	7.1%	7.6%
11. 造船・船用工業	国土交通省	1,300	1,700	10,000	13,000	6,400	22,000	20.3%	59.1%
12. 漁業	農林水産省	600	800	7,000	9,000	5,000	20,000	12.0%	45.0%
13. 自動車整備	国土交通省	300	800	6,000	7,000	1,600	13,000	18.8%	53.8%
14. 航空	国土交通省	100	100	1,700	2,200	1,400	8,000	7.1%	27.5%
合計		32,800	47,550	262,700	345,150	586,400	1,455,000	5.6%	23.7%

注：5年後の人材不足の見込み数（表中 f 列）が多い順に列挙

出所：法務省資料等を基に三井物産戦略研究所作成

4 建設、造船・船用工業分野で熟練した技能を要する業務に従事する外国人は在留資格「特定技能2号」を得て、在留期間の上限がなく、家族帯同が認められる場合もある。

5 2019年4月17日現在、フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴルとの間で交わされた。例えばフィリピンとの間では2019年3月19日、「日本国法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁とフィリピン共和国労働雇用省との在留資格『特定技能』を有する外国人に係る制度の適正な運用のための基本的連携枠組みに関する協力覚書」（Memorandum of Cooperation between Japan and the Philippines on the Basic Partnership Framework for the Proper Operation of the System pertaining to Foreign Human Resources with the Status of Residence of “Specified Skilled Worker”）が交わされ、互いの約束事項や情報共有等について定めている。報道によれば、ベトナム、中国、インドネシア、タイも対象になるとされる。

## 国際的な人材獲得競争に成算はあるか

日本は今後、いわゆる高度人材（Highly-skilled migrant）に加え、受け入れ拡大の対象となる14分野でも国際的な人材獲得競争にさらされることになる。世界銀行は2018年6月、報告書「繁栄を求めて：グローバル移住と労働市場」（Moving for Prosperity: Global Migration and Labor Markets）の公表に際し、移住者を受け入れる国は「労働市場への影響や一時的に起こる経済的緊張を緩和する政策をとらなければ、優秀な人材確保をめぐるグローバルな競争で後れを取り大きな労働力不足を招く恐れがある」と指摘する。

米国Gallup社が2018年12月に公表した内容によれば、世界で7億5,000万人超と推計される潜在的移住者のうち、1,700万人が目指すとされる日本は目的地として世界9位<sup>6</sup>で、シンガポール（13位）、中国（15位）、韓国（21位）を上回りアジア首位にある。2018年の日本の外国人労働者146万人、在留外国人273万人、訪日外国人旅行者3,119万人はいずれも過去最高を記録して増加傾向が続いていることも考慮すると、今回の外国人材受け入れは当面見込みどおり進むと考えられる。しかしながら、外国人材獲得に係る国際競争力が持続可能かどうかは、政府と企業の別を問わず、世界銀行の指摘にも対応する取り組みが重要だ。

## 社会的統合に係る国内施策と担い手ごとの状況

### 「総合的対応策」という社会的統合政策

世界銀行が指摘する「労働市場への影響や一時的に起こる経済的緊張を緩和する政策」は、外国人の受け入れについて出入国管理政策と並ぶ柱とされる社会的統合政策に当たり、日本では共生政策と称されることもある。政府は2018年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」として取りまとめ、「外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し安心して生活することができる環境を全力で整備していく」とした。医療・保健・福祉、住宅、金融・通信サービス、教育、労働などの分野で施策総数126、予算総額224億円が措置される（61億円が2018年度補正予算、163億円が2019年度予算）。

### 中心的な担い手は地方公共団体と受け入れ企業・団体

社会的統合の担い手としては、住民としての外国人と日常的に接する地方公共団体が挙げられる。すでに地方では国の施策を先取りするような取り組みも見られる。例えば日本語教育について、廃校とした町立小学校を国内初の公立日本語学校へと改めて、外国人向けの奨学金制度も設けた北海道東川町や、ベトナムの国立ダナン大学との協定により日本語講師を派遣して入国前教育を行う岡山県美作市等で、いずれも外国人の受け入れを自ら選択して政策を進めている。

外国人を雇用する企業や団体も社会的統合の担い手であり、改正入管法により在留資格「特定技能1号」を得た外国人向けに支援計画の作成、実施が義務付けられる（図表2）。企業等が自ら態勢を整備できない

<sup>6</sup> 1位米国、2位カナダ、3位ドイツ、4位フランス、5位豪州、6位英国、7位サウジアラビア、8位スペイン、9位日本、10位イタリア（出所：Gallup World Poll, 2015-2017）

場合も想定され、法務省の登録を受けた支援機関による作成、実施も許容されている。人材派遣会社などは支援機関としての活動を新たな事業機会として捉えているようだ。

**図表2 「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」の概要**

在留資格「特定技能1号」を得た外国人を受け入れる企業等が支援すべき主な事項	
1	入国前の生活ガイダンスの提供
2	在留期間中の生活オリエンテーションの実施
3	各種行政手続についての情報提供
4	預貯金口座開設、携帯電話利用、住居確保等の支援
5	生活のための日本語学習機会の提供
6	相談・苦情対応、助言、指導等
7	非自発的離職時の転職支援

出所：法務省資料を基に三井物産戦略研究所作成

また、外国人を雇用する企業等には「報酬額は日本人が従事する場合の額と同等以上であること」も求められる。同等のスキルを持つ移住者と受け入れ国出身者との間には、20～30%の賃金格差があるとの指摘も見られるが（図表3）、日本政府は一時的に起こる経済的緊張の緩和に予防策を講じたことになる。

**図表3 移住者の経済的な影響（Economic impact of migrants）**

項目	内容
労働力（Labor force）	移住者の多くが目指す米国、ドイツ、ロシア、サウジラビア等において、2000年から2014年の間、移住者は労働力の伸びの40～80%を占める。
経済規模（GDP）	移住者は世界のGDPの9.4%に当たる6.7兆米ドルに寄与している（送り出し国にとどまった場合より3.0兆米ドル多い）。
生産性（Productivity）	移住者の多くが目指す米国、ドイツ、ロシア、サウジラビア等において、移住者は全てのスキルレベルで生産性向上に寄与している。
雇用（Employment）	長期的に見れば、移住者は受け入れ国の雇用や受け入れ国出身者の賃金を害することはない。
賃金（Wages）	同等のスキルを持つ移住者と受け入れ国出身者との間には、20～30%の賃金格差がある。

出所：McKinsey Global Institute（2016）の内容を三井物産戦略研究所仮訳

## 国内での経験の裏付けと国際的な枠組みによる後押し

### 日系人の受け入れと経済連携協定（EPA）に対応した経験の裏付け

1990年の改正入管法は、明治期以降に政府がブラジル等へ送り出した日本人の子孫に当たる日系2世・3世の受け入れを人数や活動の制限なく認めた。これ以降、輸送機器や電気・電子機器等の産業が集積する地方公共団体は、雇用機会を求めて集住した日系人への行政サービスの提供を余儀なくされた。日本を代表する企業が立地して財政面でも比較的健全な愛知県豊田市や静岡県浜松市等が主導的な役割を担い、日系人が全国で30万人を超えて在留した2000年代の困難を乗り越えて、日系4世の受け入れも認められた現在



まで社会的統合について多様な経験を蓄積している<sup>7</sup>。

また、2019年の改正入管法による外国人材受け入れ方法の1つとなる文書での国際約束について、日本政府には過去の類例としてEPAがある<sup>8</sup>。インドネシア、フィリピン、ベトナムとの間で互いの要望に沿って看護師・介護福祉士をサービス貿易の自由化項目とし、当事国の実態を踏まえ、職業訓練や日本語研修事業の実施など社会的統合に係る事項も定められている。受け入れ人数は上限もあるため決して多くないが着実に増加し（図表4）、一般財団法人海外産業人材育成協会や独立行政法人国際交流基金など事業受託機関や、医療法人・社会福祉法人、企業等による実績が重ねられている。

図表4 EPAによる看護・介護分野の外国人受け入れ人数 (単位：年度、人)

分野	送出国	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	累計
看護	インドネシア	104	173	39	47	29	48	41	66	46	29	31	653
	フィリピン	-	93	46	70	28	64	36	75	60	34	40	546
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	21	14	18	22	26	101
	小計	104	266	85	117	57	112	98	155	124	85	97	1,300
介護	インドネシア	104	189	77	58	72	108	146	212	233	295	298	1,792
	フィリピン	-	217	82	61	73	87	147	218	276	276	282	1,719
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	117	138	162	181	193	791
	小計	104	406	159	119	145	195	410	568	671	752	773	4,302
看護・介護合計		208	672	244	236	202	307	508	723	795	837	870	5,602

注1：インドネシア（2008年度発効）、フィリピン（2009年度発効）、ベトナム（2014年度発効）

注2：国内労働市場への影響等を考慮して設定された受け入れ最大人数について、看護師候補者は各国200人/年（インドネシア、フィリピンについては、受け入れ開始当初2年間で400人）、介護福祉士候補者は、各国300人/年（インドネシア、フィリピンについては、受け入れ開始当初は2年間で600人）

出所：厚生労働省資料を基に三井物産戦略研究所作成

改正入管法を受けて、地方公共団体や企業等が社会的統合に係る具体的施策を講じるに当たっては、ここ30年に及ぶこうした経験や実績が裏付けとなる。日系人対応やEPAによる受け入れを行った団体等の数は限定的であり、一部の先験的な取り組みを全国規模で対応するという課題は残るが、一定の推進効果は期待できる。

### 国連グローバル・コンパクトによる後押し

国外の事情としては、国連が2018年12月に「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト」を採択した。シリア内戦等により国境を越える人の移動が前例のないほど大規模に及んだことを踏まえ、2016年9月に開いた「難民および移住に関する国連サミット」の成果文書であるニューヨーク宣言に沿ったもので、23項目からなる。その中には「6. 働きがいのある人間らしい仕事を保障する公正かつ倫理的な採用及び保護規定の促進」(Facilitate fair and ethical recruitment and safeguard conditions that ensure decent work) や、「16. 完全な包摂及び社会的結束の実現のための移住者並びに社会へのエンパワ

<sup>7</sup> 外国人住民に係る施策や活動状況に関する情報交換を行い、地域で顕在化するさまざまな問題の解決に積極的に取り組むことを目的として、2001年に「外国人集住都市会議」を設立、政府への規制改革要望なども行う。我が国の都市における国際化に必要な不可欠な外国人住民との地域共生の確立を目指し、2018年4月現在で以下15都市が参加する。【群馬県】太田市、大泉町【長野県】上田市、飯田市【岐阜県】美濃加茂市【静岡県】浜松市【愛知県】豊橋市、豊田市、小牧市【三重県】津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市【岡山県】総社市

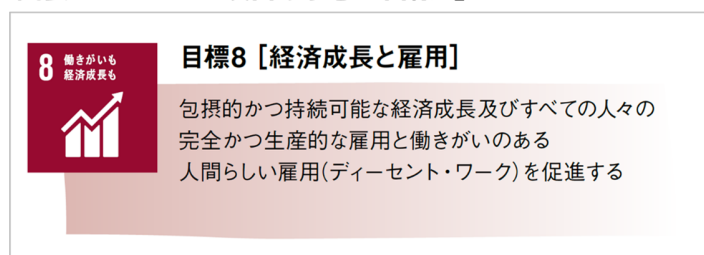
<sup>8</sup> 例えば「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」(Agreement between Japan and the Republic of Indonesia for an Economic Partnership) では、第7章に「自然人の移動」(Movement of Natural Persons) が設けられ、適用範囲や要件、手続きについて定めている。

ーメント」(Empower migrants and societies to realize full inclusion and social cohesion)など、社会的統合に係る項目も含まれる。国境を越える人の移動については従来、いわゆる難民条約<sup>9</sup>を除いて国際的な枠組みがないとされてきた。今回の採択は画期的な成果と見るべきで、各国政府や企業が外国人の社会的統合に係る取り組みを進める後押しになる。国内の関係者による経験の裏付けとともに、日本の外国人材獲得に係る国際競争力の持続可能性向上にもつながるだろう。

## おわりに

移住に係る国連グローバル・コンパクトにおける先述2項目は、同じ国連の「持続可能な開発目標」(SDGs) 17項目のうち「8. 働きがいも経済成長も」の内容と通底し(図表5)、企業は並行して取り組むことができる。一方で投資家の視点に立ってみると、企業による外国人を含むマイノリティーの労働環境への配慮は、近年重視するESG(環境・社会・ガバナンス)要因のうちS(社会)において考慮する事項の1つである。150兆円を超える運用資産を有し、世界最大の機関投資家ともいわれる年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は、「GPIFによるESG投資と、投資先企業のSDGsへの取り組みは、表裏の関係にある」と指摘する。SDGsは国連加盟全193カ国により採択されたものの、移住に係るグローバル・コンパクトは日本を含む152カ国による採択にとどまる<sup>10</sup>など、移住者をめぐる国際情勢は単純ではない。しかしながら、現在の相互につながり合った世界で国境を越える人の移動を避けることは難しい。総人口が減少する日本では外国人比率が上昇傾向にある<sup>11</sup>。改正入管法により外国人材を受け入れる企業は国内規制に加え国際枠組みも尊重し、社会のさまざまなセクターと連携・協働しつつ適切に対応すれば、労働市場にとどまらず資本市場等で評価を得る可能性もあるだろう。

図表5 SDGs17項目のうち「目標8」



出所：外務省

<sup>9</sup> 「難民の地位に関する条約」(Convention relating to the Status of Refugees)。難民の人権保障と問題解決に係る国際協力を効果的に進めるため、1951年7月28日に国際連合が採択した条約で、1954年4月22日に発効した。日本の加入はインドシナ難民の受け入れを契機として1981年6月5日に国会承認、1982年1月1日に発効した。

<sup>10</sup> 2018年12月19日に開かれた国連総会では、出席国のうち152カ国が賛成(favour)、チェコ、ハンガリー、イスラエル、ポーランド、米国の5カ国が反対(against)、12カ国が棄権(abstention)と公表されている。

<sup>11</sup> 総務省「人口推計」により試算すると2016年1.51%、2017年1.62%、2018年1.76%。

当レポートに掲載されているあらゆる内容は無断転載・複製を禁じます。当レポートは信頼できると思われる情報ソースから入手した情報・データに基づき作成していますが、当社はその正確性、完全性、信頼性等を保証するものではありません。当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社及び三井物産グループの統一した見解を示すものではありません。また、当レポートのご利用により、直接的あるいは間接的な不利益・損害が発生したとしても、当社及び三井物産グループは一切責任を負いません。レポートに掲載された内容は予告なしに変更することがあります。